

令和3年6月18日（金）
内閣府民間資金等活用事業推進室

PPP／PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）等について
地方公共団体等におけるPPP／PFIの導入を一層推進するため、
「PPP／PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」等を決定しました。

6月18日（金）、第17回民間資金等活用事業推進会議[※]を持回りで開催し、
「PPP／PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」等を決定しました。

そのポイントは、以下のとおりです ※会長は内閣総理大臣、全閣僚にて構成 [PFI 法第83条]

1. 「PPP／PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）」及び

「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版）」

○地方公共団体等へのPPP／PFIの導入促進

- ・「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づいて優先的検討規程を定め、的確な運用が求められる地方公共団体を人口20万人以上から人口10万人以上の団体に拡大し、令和5年度末までの策定を促すこととしました。
- ・新たにPPP／PFIに係る業務経験を持つ地方公共団体職員を内閣府で登録し、専門家として、他の地方公共団体等に派遣する支援等を行うこととしました。

○事業規模目標の達成及び新たな目標の設定等の検討

- ・平成25年度から令和元年度の事業規模は約23.9兆円であり、令和4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成しました。
- ・今後、令和4年度以降の新たな目標の設定（公共施設等運営事業の重点分野別集中取組方針を含む）及び目標の達成に向けた推進方策の検討を行うこととしました。

2. 各種ガイドラインの改正について

- 新型コロナウイルス感染症によるPFI事業への影響に対して、公共サービスの継続的な提供等の確保を図るため、不可抗力の判断や損害等の扱いに関する考え方を示しました。
- PFI事業の運営権者の株式等の流動化を進めるため、その意義や進め方、留意点を記載しました。

【添付資料】

- 資料 1-1 PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 3 年改定版）概要版
- 資料 1-2 PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 3 年改定版）
- 資料 2-1 多様な PPP／PFI 手法導入を優先的に検討するための指針
（令和 3 年改定版）概要版
- 資料 2-2 多様な PPP／PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年改定版）
- 資料 3-1 各ガイドライン改正 概要版
- 資料 3-2 各ガイドライン改正
- 参考資料 事業規模・公共施設等運営事業等の重点分野等の状況

※上記資料は、内閣府ホームページ（<https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>）にも掲載しておりますのでご参照ください。なお、第 17 回民間資金等活用事業推進会議の配布資料は、
https://www8.cao.go.jp/pfi/kaigi/kaigi_index.html）をご参照ください。

<本件問合せ先>

内閣府 民間資金等活用事業 (PPP/PFI) 推進室

(全体)

ほ ほ か べ
波々伯部

(アクションプラン・指針関係) 町井

(ガイドライン関係)

権藤

電話 : 03-6257-1654 (直通)